

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

かじやまと
加地 和 法律事務所報
TEL 075-821-2884
FAX 075-821-2823
<http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/>
京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



弁護士政次

ごあいさつ

本当に寒かった冬も終わり、春めいてきましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。
さて、今回も前回に引き続き、信託法上の財産継承スキームである「遺言信託」の問題について考えたいと思います。
平成23年2月

弁護士 政次 秀夫
事務局 川端広美・井上はるみ

遺言信託ってなあに??その2

(問) 信託法を用いた財産承継を実現させる方策として、具体的にはどのような方法があるのですか。

(答) ①遺言による信託の設定 (信託法3条2号)
遺言書に、信託したい財産や受託者、受益者等を定めておき、遺言により信託を設定する方法がこれにあたります。

なお、この方法によれば、遺言によってはじめて財産が信託されたこととなりますから、相続が発生してはじめて委託者である遺言者から受託者への財産の移転等の効果が生じることとなり、相続発生後に、遺言者から受託者へ財産の所有名義の変更等の手続きが必要となります。

したがって、信託される人の存命中に、円滑な財産の承継を行っておきたいという場合には、後述②以下の方法により、生前に信託契約を締結しておくことが考えられます。

(右上へ)

②遺言による受益者指定 (同法89条2項)

生前に信託会社等の受託者と信託契約を締結しておき、遺言によって受益者を指定する方法です。

たとえば、自分が所有する賃貸マンションを信託し、自分が生存している間は自分が賃料を受け取れるように自分を受益者としておき、自分の死後にマンションの賃料を承継させたい人を、遺言によって、受益者として指定する方法がこれにあたります。

③遺言代用信託 (同法90条)

受益者として指定された者が、委託者が死亡したときに受益権を取得する旨の定めのある信託がこれにあたります。

生前に信託契約を結んで承継させたい財産を信託しておき、自分の死後は受託者に財産を承継させるという点で前述の②と同じですが、この遺言代用信託は、信託契約のなかで受益者が誰かということも決めてしまうため、別途遺言を作成する必要がありません。②の方法は、あくまで遺言によって受益者を指定する方法ですから、通常の遺言による財産承継と同様に後々遺言の有効性等が問題となってくる可能性があります。遺言代用信託においては、信託契約が有効である限りこのような問題は生じません。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。加地和法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

次回からFAX送信を中止の場合は、恐縮ですが、加地和法律事務所までお電話かFAXにてご連絡下さいませ。

★ 「加地やまと法律事務所の事務員たち」のブログ 随時更新中です。

(広告㊸)